大田障害者連絡会　学習交流会

成年後見制度と意思決定支援の
現状の整理と今後に向けて

報告書

2016 年 8 月 2 日開催

実施概要

2016 年 4 月に成年後見制度利用促進法が成立し、成年後見制度、意思決定支援、権利擁護などについての関心が強まっています。団体内部でも成年後見制度や意思決定支援について様々な意見があり、制度について改めて学ぶ機会を会員に限らず、地域の関係者とともに同じくすることで、現状の課題整理と今後の在り方を模索する機会としました。

○**日時：**2016 年 8 月 2 日（火）19：00～21：00
○**会場：**大田区消費者生活センター　大集会室
○**全体進行：**大窪 恒（大田障害者連絡会 会員）
○**講師：**又村 あおい さん
○**広報：**
・チラシ：郵送、対面配布
・SNS 活用：Facebook、twitter 等 公式アカウントから発信
・その他：メール・ML 活用、おおた社会福祉士会へ寄稿など
○**運営：**
主催：大田障害者連絡会
○**情報保障：**
手話通訳を設けました。
○**参加実績：**49 人　※障害当事者、支援者、区内在住者、区議会議員 2 名含む。
　既存の参加層とは違う方が多かったようです。ご縁をいただいた方に継続的にお越しいただけるよう努めます。

資料

※大田障害者連絡会 WEB に掲載しています。

運営委員会・アンケート等での感想抜粋

・成年後見制度の課題点や条約との不整合な部分に対しての公（おおやけ）の考え方を知る事ができて、非常に参考になった。（そこに賛同するかは別の問題として）。
・意思決定支援についての考え方の整理もされたかと思う。現実ラインの中で、沢山の情報を偏りなく整理されていたお話を多くの方たちと共有する事が出来たことは有意義だったと思う。
・今後も現行制度の在り方に対して、様々な切り口で学習活動を根気よく継続していく必要性を感じた。
・地域団体の学習会として、わかりやすさは今後も大事だと思った。
・今までと違う層の参加者が多かったが、リピーターが少ないのは気になりました。継続して、関心層にアプローチできるような周知戦略は必要に思う。
・講師は成年後見制度について条件整備しながら推進をするお立場であった。であるにも関わらず、（だからこそ？）意思決定支援についての課題を確認できたと思う。
・既存の支援の文脈で対応できる部分があることが理解できた。
・成年後見制度を使わなくてもいい人の具体像をもう少し知りたい。

アンケート回答

又村さんから、ご丁寧にアンケートにお答えをいただきました。質問及び意見とともに全文掲載します。

（質問・意見）
成年後見制度なくせるもんならなくしてみろ。破産者たくさんでるぞ！
（回答）
又村自身は成年後見制度について「批判的推進派」の立場ですが、こういうご意見があることも事実です。
ただ、成年後見制度がなくなったからといってすぐに（現在の水準と比較して）著しく破産者が増えることは考えにくく、特定贈与信託や社協の金銭管理制度などを活用すれば、ある程度の資産防衛は可能と思われます。
そういったことも含め、成年後見制度や「支援付き意思決定」が目指すところは何なのか、どの部分をどういった仕組みでサポートすれば良いのか、場面に応じた現実的な解決策を検討・提示していくことが重要と感じます。

（質問・意見）
・成年後見制度の課題がテーマなので受任者・支援者に厳しい話であることは覚悟していましたが、制度利用の費用や監督人制度など、現実の運用とそぐわない点があり、否定的な側面ばかりが強調されたのは残念です。ただ、今のところ後見人等の資質に意思決定支援がたたされてしまうのが確かに現実です。
・後見人を受任している立場として被後見人の意思決定をどこまで支援しているか考えさせられました。
（回答）
又村自身は成年後見制度について「批判的推進派」の立場ですが、こういうご意見があることも事実です。
ただ、成年後見制度がなくなったからといってすぐに（現在の水準と比較して）著しく破産者が増えることは考えにくく、特定贈与信託や社協の金銭管理制度などを活用すれば、ある程度の資産防衛は可能と思われます。
そういったことも含め、成年後見制度や「支援付き意思決定」が目指すところは何なのか、どの部分をどういった仕組みでサポートすれば良いのか、場面に応じた現実的な解決策を検討・提示していくことが重要と感じます。

（質問・意見）
高齢者の場合（認知症や高次脳機能障害）も、成年後見（意思決定支援）に関わる法的な決め事は同様ですか。
（回答）
障害者基本法第２３条（相談等）
国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。
となっており、少なくとも成年後見制度の利用に関しては意思決定支援に留意した運用が市区町村の責務となります。

（質問・意見）
後見制度を権利条約にそった形で意思決定支援を軸にしていくために取り組むべき活動は？
（回答）
個人的には、まず民法８５８条の規定を「ちゃんと」運用することだろうと思います。その上で、漠然と「ちゃんと運用してくれ」では話になりませんので、意思決定支援のガイドラインなども下敷きにして、「日本版意思決定能力法」を制定して（これはあくまで民法の成年後見制度とは別ラインで制定して）それを民法８５８条を「ちゃんと」運用するためのルールブックにするのが現実的かな（それでもハードルは高いですが）と考えてい

ます。
（質問・意見）
スライド 34 は、健常者的なものの見方によるところが大きいと思う。
法的人間像に含まれていない人がいます。障害者です。
「健常者」も人に聞いて決めているというけれども、障害者の問題と根本的に違うと思います。決定には決定の効力によって拘束を受けます。
その意味で、決定とは拘束を受けることを承知するという、責任のある行為とみなされます。
共同意思決定というのは、決定に関与した人が共同で責任を分散していくのが課題ではないかと思います。
そうでないと、共同で決定したというのにいざ問題が生じたら障害者本人にあなたが決めたんでしょと見捨てる感じになってしまう。
支援というのはそういうものではないと思いますがどうでしょうか。
（回答）
基本的に又村は共同決定者は（ベストインタレストを前提として）免責の方が良いと考えていますが、お尋ねの件については「責任」の内容にもよりますね。
それを道義的（心情的）なものと考えるなら、共同決定に関わろうと考える人（関わらざるを得ない関係性の人）であれば、声高に責任分担論を持ち出すまでもなく、うまくいけばともに喜び、失敗であれば心を痛めます。なお、援助者であれば、共同決定がうまくいかなかったときに（決定が不可逆的ではないという条件が付きますが）別の選択肢や方法などを提案するのは当然のことです。（ただし、それは共同決定者の責任というよりも、援助業務従事者としての責務といえます）
一方、それを金銭換価的（損害賠償的）なものと考えるなら、それは障がいの有無に関わらず免責にする（もしくは事前の契約によって免責制を担保する）のが妥当と思います。そうでないと、共同決定に関わる人がいなくなるか、とても歪んだ関係性（たとえば家族だけ、援助者と称する特定利害関係者だけ）で固定されてしまう恐れが高くなるからです。
ただ、ご懸念の向きは理解できます。すぐに解決は難しいかも知れませんが、特に後者の問題に関しては、保険制度（共同意思決定保険）でカバーする方法も考えられます。

（質問・意見）
とてもわかりやすかったです。ですが、ひとつは成年後見人制度に求める（求められる）支援や役割がいまひとつわかりません。なぜなら、成年後見人制度以外で補えると思うからです。
☆ベストインタレストと代理・代行決定の違いが何かわかりません。教えてもらえればうれしいです。
（回答）
成年後見制度に求められる役割が、他の仕組みでもカバーできるのではないか・・という点にお気付きいただけたのは嬉しいことです。このように、一見すると法律でカッチリと決まっているように見える制度でも、組み合わせによっては類似・同等の仕組みとすることはできます。（どうしても無理なものもありますが）
ベストインタレストはイギリスの意思決定能力法に基づく考え方であり、同法がそもそも「代理決定」を前提としておらず「共同決定」を想定していますから、その意味で代理決定とベストインタレストの関係性は説明しにくいのですが、いずれにしても障がいある人の意思決定に関わる者については、本人にとって最善の利益（ベストインタレスト）を最優先に考える・・ということです。

（質問・意見）
私は弁護士ですが、そもそもの間違いは、本来的に福祉とか、公共の担うべき仕事を、私法上の制度で代替させることが、無理だと思います。行政や医療の軽量化に加担してもしょうがない
（回答）
まあ、それは確かにご指摘のとおりかも知れませんが、現に成年後見制度が法律で定められている以上、廃止するならするなりの、改善するならするなりの議論が必要かと思います。

（質問・意見）
グループホームにいる身よりのない知的障害者は、そのグループホームの支援員の管理下に置かれやすいと思っています。
日常を長年生活一緒に生活している事によって、自分は良き理解者で、何を望んでいるのかよくわかっていると勘違いしてしまう事がありがちでは？
第三者が生活の相談にのれるチャンスだった、計画相談も、セルフプランによって、また現状維持になってしまう。
（回答）
ご指摘のとおりですね。又村はセルフプランを否定する立場ではありませんが、それこそ行政の怠慢（相談体制の整備不足）を障がいのある人や家族に押し付けるのは筋が違います。相談体制不備によるセルフプランは早急に解消されるべきと思います。

（質問・意見）
財産管理、身上監護、これらの報告はしなくてよいのか？後見人が嫌で、替えることはできるのか？成年後見人の報酬を給付するのは良い事だと思う。利用促進法の委員会は平塚市にあるのか？障害のある人の意思決定を「支援」する事が必要。ベストインタレストする上で時間がかかる。だから介護の時間も多くかかる。
（回答）
財産管理の報告は管轄の家庭裁判所へ毎年行います。身上監護については特に報告義務がありません。（報告しても良い）後見人がイヤだから交代して欲しい・・は、現行制度では認められません。
後見人報酬を給付にするアイディアは、上記の「後見人チェンジ」とも関係していて、今のヘルパーサービスなどと同じように、成年後見サービス（あえてサービスと呼びますが）を実施できる旨の指定を受けた事業所が、家庭裁判所と市区町村によって成年後見サービスを利用する資格を有すると認められた（成年後見サービス受給者証が交付された）者と契約して成年後見サービスを受け、その実績を毎月市区町村へ報告して給付費を受ける・・というイメージです。もちろん、毎年の家庭裁判所への報告も今までどおりしてもらいます。
利用促進法の委員会は内閣府に設置されます。住所でいうと永田町ですね。

（質問・意見）
スライド 50 にあるように問題だらけの成年後見人。このまま促進していいとは思えない。本人に月に一度も会いに来ない弁護士など山ほどいると思う。権利条約の 12 条は代理決定の禁止ではないかと思う。
（回答）
権利条約第１２条は、法的平等性を担保する内容であり、（文字どおりの）代理決定は望ましくないといえます。ただ、日本の成年後見制度も法律上は民法８５８条で意思尊重と身上監護を規定しており、これが権利条約第１２条に違反しているとはいえません。つまり運用の問題、ということです。（なので、又村は成年後見制度について批判的推進派の立場を取っています）

編集後記

大田障害者連絡会は、定期的に年間２～3 本の学習交流会を開催しています。今回の学習会のテーマ選定に至る経緯をお話ししながら、今後の展望についてお話させていただきます。

とある会員に成年後見補佐がついていることでの現状を会議の場面で提起してくれたことが、今回の学習会を実施する大きなきっかけになりました。彼は、自分の身の上話も含めながら、成年後見制度への強い不信感を言葉につないでくれました。親族ばかりに耳を傾けて自分にはなにも報告も相談もない、受けたい医療を受けるにも制限をされ、その理由も丁寧に教えてくれない。そのような生の声の共有の過程の中で、課題提起として、地域の実態をちゃんと障害者団体として発信していくことが大事だという合意形成が図られました。他方で、成年後見制度のもとではないが、財産管理によって浪費をせずに助かったという会員もいました。成年後見制度によって、生活が安定した利用者がいるという専門職の会員もいました。。

そういった声を共有する中で、成年後見制度自体の概論、政策的に成年後見制度が担っている役割や実体運用の課題は何か、そもそも権利擁護を前提とした意思決定支援とはなんぞや、といったあたりをちゃんと学ぶことが大事だという結論に達しました。

そういった議論を踏まえる中で、否定的推進派の立場の講師をお招きし、情報提供と課題提起をいただくことになりました。制度を一定範囲でポジティブに捉える立場の方の課題意識をまずはとっかかりにすることを大事にしていきたいという私たちなりの戦略がありました。そこには「おかしい！」も含めて、地域の方をより巻き込んで、各自が言葉に紡いでいくことをめざしました。

このような議論過程をふみながら、学習会を遂行できたことに満足しています。同時に、学習会を終えた参加者の皆様が、成年後見制度に対してどのように思われるようになったか、なにに気付きがあったのかは関心事でありました。その点も留意し、学びに対する私見を述べさせていただきます。

やはり本当の意味での権利擁護であるならば、代理決定ありきはダメであることを再認識しました。まがいなりにも、現行の成年後見制度で担っている部分を他の制度（財産管理なら信託）などを丁寧に活用すれば、代替が示せることを学べたのは大きな意義でした。成年後見制度が担保しようとしている社会像は、契約行為の責任性の帰属を明確にして成立を目指すものだと考えますが、そこには他者とのコミュニケーションが成立しにくい、しない人を制度設計上、どこまで留意して創られたかは、はなはだ疑問です。障害者も含めたあらゆる人の存在を前提としていない社会に、インテグレートされる仕組みを唯一無二の答えにしてはならないと思います。このことに限らず、多様性の社会のありよう自体を障害者も含めて、あらゆる人を前提に置きながら再構築する必要があると考えます。そこに真の共生社会を私は見いだせることを再認識しました。

講師の又村あおいさんには、アフターフォローまで含めて、ご丁寧にご対応いただき、大変お世話になりました。会を代表して、改めて感謝申し上げます。意見交換や交流にもっと力を注ぐこともできれば、さらに地域としての学習交流会の意味が強まると思います。地域の実例と現状課題を確認することについて、今後さらに取り組んでいきたいです。自戒を込めて、独りよがりにならずに連帯を図ることを信条にし、仲間と今後も活動を邁進していきたいと思います。なお、本学集会には企業・団体の皆さまの広告協賛をいただきました。改めて御礼申し上げます。背表紙に改めて、掲載させていただきます。

大田障害者連絡会
代表　山田悠平

― 報告書発行 ―

2016 年１０月１日　　大田障害者連絡会　（代表　山田悠平）

東京都大田区西蒲田１－１９－１９－１０２　とちの実作業所内
Mail： daishouren1995@gmail.com　　電話　03-5700-4533（黒田）

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場

所長　湯浅 克己　　就労支援室長（大田区自立支援協議会 副会長）鶴田 雅英

所在地 大田区大森西 2-22-26　連絡先 TEL: 03-3762-7611

ともに働き、ともに生きる社会をめざします。

『障害者優先調達推進法』対象施設です。印刷物の作成を承ります。

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

特活！風雷社中

障害のある人と一緒にラーメン食べたり、焼き肉食べたり、電車に乗ってフラフラしたり、
楽しんだり、退屈したり、温泉いったり、カラオケしたり、そんな活動をノンビリやってまーす♪
そう、ガイドヘルパーから始めよう(￣ー￣)

COME ON　in@fuu-rai.com

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

健康管理食宅配サービス けんたくん　大田中央店

カラダにやさしい冷凍宅配弁当・健康食、食事療法食をご自宅へお届けします。
TEL03-6424-4176
http://www.kentakun-ota.com

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

川崎中央はりきゅう院

大田区担当
080-9985-1261(遠藤)

在宅で鍼灸・マッサージを行っています。身体も心も楽になるような施術を目指しています。体験・ご相談はお気軽にお電話ください！

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

ピットステーション合同会社

所在地　大田区大森西 3-12-18-101
連絡先　TEL: 03-5762-7535

障害者の生活介助スタッフ募集中
時給 1300 円(有資格)、1000 円(無資格)
賞与有、自転車通勤OK、服装自由

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

NPO 法人おおた市民活動推進機構

代表理事　玉田さとみ
所在地 大田区大森北 1-30-1 三喜屋ビル 2 階
連絡先　TEL:03-5753-3860
Email: info@ota-suisin.org

地域社会の活性化をめざす人々とともに活動しています。

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

合同会社 朱紅

代表社員　石川 智春
所在地　大田区東矢口 3-12-9-202
連絡先　TEL:03-6428-6854
Email:kurenai.llc@gmail.com

ガイド・ホームヘルパー募集しています！
お気軽にお問い合わせください。

大田障害者連絡会の学習会を応援します！

大田区職員労働組合

所在地　大田区新蒲田1－18－23
大田区民センター内3階
連絡先　TEL:03-6424-4900

「この子らを世の光に」糸賀一雄
ひとりひとりが、大切にされる社会に。